

## 千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金支給要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、エネルギー・食料品価格の高騰の影響を受けながらも、配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等の困難を抱える女性に対する支援を行っている団体の活動を支援するため、千葉県が予算の範囲内で「千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金」(以下、「給付金」という。)を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

### (支給対象者)

第2条 給付金の支給対象者は、千葉県内に活動拠点を置き、配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等の困難を抱える女性を支援する活動を継続的に行っている団体(以下、「支援団体」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず支給を受けようとする者(法人にあっては、その役員等(業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次のいずれかに該当する者であるときは、支給対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

(2) 次のいずれかに該当する行為(イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方(法人にあっては、その役員等)が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

### (支給要件)

第3条 給付金の支給は、次に掲げる事項を全て満たす支援団体であることを要件とする。

(1) 千葉県内に活動拠点を置く民間団体であること。

(2) 令和4年10月1日から、配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等による困難を抱える女性を支援する活動の6月以上の継続した活動実績があり、かつ給付金支給申請時に継続して活動していること。

(3) 千葉県内にシェルター等、女性を保護するための居場所を保有または賃借し、運営していること。「シェルター等」とは、DV被害者等が緊急一時的に避難でき、

その保護を行う場（部屋）を有する施設又はDV被害者等が避難後に支援を受けながら地域で自立に向けた生活再建を図るための施設（ステップハウス）を指す。

(4) 法人格を有する支援団体を原則とするが、法人格を有しない団体であっても、以下を満たし、かつ、県が適当と認める場合には、対象団体として認められるものとする。

- ① 執行部・責任者の体制及び事務所所在地やシェルター施設の存在が明確であり、会計帳簿が適切に作成されていること。
  - ② 令和2年4月1日から令和5年3月31日の間で、国、地方公共団体、独立行政法人からプログラムや保護の委託を受けて適切に完遂した実績があること。
- (5) 給付金支給申請時に、向こう3か月間の活動計画を提出すること。
- (6) 政治及び宗教活動を主たる活動目的としていないこと。

(給付金の支給額)

第4条 給付金の支給額は10万円とする。

2 前項の給付金は、予算の範囲内で支給するものとする。

(給付金の申請)

第5条 給付金の支給を申請しようとする者は、千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金支給申請書（請求書）（第1号様式）に、次の(1)～(4)に掲げる書類を添えて、別に定める期日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金活動計画書（第2号様式）
- (2) 定款又はそれに準ずる団体規約等
- (3) 団体役員名簿（第3号様式）
- (4) 団体に係る書類
  - ア 法人格のある団体の場合、法人の登記簿謄本（応募日前3か月以内のもの）
  - イ 法人格のない団体が応募する場合は以下の書類
    - ① 令和4年4月1日から令和5年3月31日の間の総会等の議事録等
    - ② 直近事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書等）
    - ③ 令和2年4月1日から令和5年3月31日の間で、国、地方公共団体、独立行政法人からプログラムや保護の委託を受けて適切に完遂した実績がわかる書類（契約書、実績報告等の写し）

(給付金支給の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、当該申請者に、給付金を支給することを決定した場合は、千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金支給決定通知書により、給付金を支給しないことを決定した場合は、千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金不支給決定通知書により、通知するものとする。

(給付金の支給)

第7条 知事は、前条の規定により給付金の支給を決定した者（以下「支給決定者」という。）に対して、通知した日から起算して30日以内に給付金を支給するものとする。

(活動の報告)

第8条 支給決定者は、給付金の支給を受けた日から起算して60日以内に千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金活動報告書(第4号様式)を知事に提出しなければならない。

(支給決定の取消し)

第9条 知事は、次のいずれかに該当する場合は、給付金の支給決定を取消することができる。

- (1) 支給決定者が、偽りその他不正な手段により給付金の支給を受けようとした事実が判明したとき。
- (2) 支給決定者が、第8条の規定による活動の報告を行わなかったとき。
- (3) 支給決定者が、前条各号のいずれかに該当するとき。

2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該支給決定者に通知するものとする。

(給付金の返還)

第10条 知事は、前条の規定により支給決定を取り消した場合において、支給決定者にすでに給付金を支給しているときは、期限を定めて、当該支給決定者に支給した給付金の全額を返還するよう命ずるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年9月21日から施行する。

千葉県知事 殿

申請者 住所  
 団体名  
 代表者名

千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金 支給申請書（請求書）

次のとおり、千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1 団体の概要等

団体名			
(フリガナ) 団体代表者氏名			
団体連絡先	(フリガナ) 担 当 者 : 住所 : 〒            —  電話 :            (        ) ・日中、県からの連絡がとれる電話番号を御記載ください。 FAX :            (        ) メールアドレス :		
団体種別			
団体構成人数	人		
活動開始年月	年 月		
活 動 実 績	令和4年10月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日
	令和4年11月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日
	令和4年12月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日
	令和5年1月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日
	令和5年2月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日
	令和5年3月	入所者数(延べ数)	人 平均在所日数 日

※平均在所日数は、その月の退所者の平均在所日数とする。

## 2 受取口座

銀行名	銀行		支店					
	口座の種類	1 普通 2 当座	口座番号					
(フリガナ)								
口座名義人								

※受取口座の名義は原則として申請者（団体又は個人名）と同一の名義に限ります。

※口座の種類は「普通預金」又は「当座預金」に限ります。なお「総合口座」は「普通預金」として取り扱います。

## 3 誓約事項

給付金の支給に係る次の事項に同意する場合は、□内にレ印を記入してください。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）同条第6号に掲げる暴力団員又は同条第2号に規定する暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者若しくはそれらの利益となる活動を行いません。また、補助金等の交付申請をするに当たり、内容に該当しないことを確認するため、千葉県が千葉県警察本部に照会することについて承諾します。
- 配偶者等からの暴力、生活困窮及び孤独・孤立等により困難を抱える女性を支援する活動においては、政治及び宗教活動を主たる活動目的としません。
- 誓約した内容と事実が相違することが判明した場合には、補助金の交付を受けられないこと又は補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消されることになっても異議はありません。

## 4 添付資料

- ① 千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金活動計画書（第2号様式）
- ② 定款又はそれに準ずる団体規約等
- ③ 団体役員名簿（第3号様式）
- ④ 登記簿謄本もしくは直近事業年度の総会等の議事録等、財務諸表及び令和2年4月1日から令和5年3月31日の間で国、地方公共団体、独立行政法人かプログラムや保護の委託を受けて適切に完遂した実績がわかる書類



役員名簿

令和 年 月 日 現在

役職名	(フリガナ) 氏名	性別 (男・女)	生年月日 (大正T、昭和S、平成H)	住所
代表者				

現在における当団体の役員等名簿に相違ありません。

団体名  
代表者氏名

千葉県知事 殿

申請者 住所  
団体名  
代表者名

千葉県DV被害者等女性支援団体活動支援給付金 活動報告書

令和 年 月 日付け兇第 号をもって支給決定を受けた上記給付金に係る活動について、次のとおり報告します。

(工夫して取り組んだこと)

(活動するにあたり苦勞したこと)

(支援人数)  
人

(今後の課題)